

さぎそう園指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正心会が開設するさぎそう園指定訪問介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、暴力団対策法第2条第6項並びに兵庫県暴力団排除条例第8条に規定する暴力団（以下「暴力団等」という）の支配を受けることなく、川西市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。

1. 名称 さぎそう園ホームヘルプサービスセンター
2. 所在地 川西市丸山台3丁目5番地の6

(訪問介護員等及び職務内容)

第4条 事業に勤務する訪問介護員等及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤、兼務可）

管理者は、事業所の訪問介護員等及び業務の管理を一元的に行う。

2. サービス提供責任者 利用者の数に応じて1名以上（常勤、兼務可）

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

- (3) 訪問介護等 常勤換算法で2.5名以上

訪問介護員等は、訪問介護計画に基づき事業の提供を行う。

※訪問介護員等については必要に応じて増員する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

(但し、12月30日～1月3日までを除く)

(但し、受付日については月曜日から金曜日とする)

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

(但し、サービス提供時間については午前7時から午後10時までとする)

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護型

(2) 生活援助型

(3) 身体生活型

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

川西市

猪名川町

能勢町 (但し宿野28以南)

豊能町 (但し光風台、新光風台、ときわ台、東ときわ台の全域)

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第9条 事業所は事故の発生又はその再発防止のため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を訪問介護員等に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び訪問介護員等に対する研修を定期的に行う。

2. 事業所は事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
4. 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第10条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、担当の介護支援専門員に報告するとともに相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる

2. 提供した事業に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、衛生管理に努め、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図るものとする。
- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- 3 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施するものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のために次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止する為の対策を検討する委員会の開催及び訪問介護員等に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備

(3) その他、虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の訪問介護員等または養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束禁止に関する事項)

第13条 事業所は切迫性（利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束・その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）の3要件をすべて満たしていなければ身体拘束を行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除するよう努めるものとする。また、事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善のため

に身体拘束廃止委員会等を設置し責任者を設置するものとする。委員会は身体拘束廃止に関する指針を整備し定期的に委員会の開催を行い、委員会での検討結果を訪問介護員等に周知徹底する。また、身体拘束廃止に向けた研修を行うものとする。

(記録の整備)

第14条 設備、備品、訪問介護員等及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2. 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(研修による計画的な人材育成)

第15条 事業所は訪問介護員等の資質向上を図るために研修の機会を設け、研修計画の策定、研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことによりサービスの質の向上並びに訪問介護員等の計画的な人材育成に努め、事業体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 原則的には毎月実施

(秘密の保持)

第16条 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

3. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第17条 事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、自己評価の結果を公表するように努める。

(暴力団等の影響排除)

第18条 事業所は、その運営について、暴力団等と密接な関係を有するものであってはならない。

(利用者・家族等からのハラスメント対応)

第19条 事業所は、訪問介護員等が利用者やその家族等からハラスメント行為を受けた場合は、サービスの提供停止や契約解除等を含めた、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、正心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- 一、 平成13年8月1日 改定
- 二、 平成19年4月1日 改定
- 三、 平成22年4月1日 改定
- 四、 平成25年4月1日 改定
- 五、 平成30年4月1日 改定
- 六、 令和4年7月1日 改定
- 七、 令和6年4月1日 改定

以上